

IV 第4期事業計画の検証について

第4期事業計画では、長期目標の達成に向けて、7つの重点事項を設定し取り組んできました。第5期事業計画の策定にあたり、これらの重点事項について介護保険事業計画委員会において検証を行いました。

長期目標（基本指針）

- 地域ケアとまちづくりの一体化
- 介護予防・健康づくりへの本格的な取組
- 多様なライフスタイルを支えるネットワークの構築
- 給付の効率化

第4期介護保険事業計画における7つの重点事項

	内 容
地域ケア体制の推進 ⇒ P30 参照	医療や介護が必要な状態になっても、住み慣れた地域でその人らしい自立した生活がおくれるように、さまざまな支援を行える体制を推進していきます。
介護予防の推進 ⇒ P33 参照	生涯を通じた健康づくりに自ら積極的に取り組むことができるよう、介護予防を健康づくりと一体的に展開していきます。
ひとり暮らし高齢者等への支援体制の強化 ⇒ P37 参照	ひとり暮らしや高齢者のみの世帯の方が、安心して暮らしていけるように、地域での見守りの体制をつくり、在宅での生活を支援するサービスを提供していきます。
認知症高齢者支援の推進 ⇒ P40 参照	認知症への理解を図り、早期発見や早期対応のための体制をつくり、認知症になっても、地域で安心して生活できるよう、認知症ケアを推進していきます。
権利擁護の充実 ⇒ P44 参照	高齢者が、健康で自分らしく生活していくために、個人が尊重される生活と自己実現ができる体制を整備していきます。
介護サービス基盤の適切な整備 ⇒ P48 参照	住み慣れた地域で生涯不安なく生活ができるように、介護サービス基盤を充実させていきます。
介護保険事業の適正な運営及び普及啓発 ⇒ P56 参照	介護保険制度の周知や介護サービス事業者への支援・指導を行うなどサービスの質の向上を図り、安定した介護保険事業の運営を行います。

第1節 地域ケア体制の推進

地域ネットワークの構築

町会・自治会、老人クラブ、民生委員、医師会など地域で高齢者等を支援する機関および団体等とのネットワークを構築することを目的に、各団体の活動報告や地域の課題についての協議を行う会議を、5地区ごとに年1～2回開催し、主に介護予防や認知症支援に関する内容で検討しています。

また居宅介護支援事業所など、サービス提供事業者等の事業者交流会も開催しています。

	延参加者数（開催回数）	
	21年度	22年度
地区ネットワーク会議	337人（10回）	343人（9回）
事業者交流会	700人（21回）	461人（16回）

＜＜検証結果＞＞

- 「認知症の方を地域で支える」など同一テーマを設けて継続的に協議を行っていることもあり、発展的に老人会や中学校での認知症サポーター養成講座の開催につながった地域が出てきており、具体的な成果が上がってきています。
- 高齢者の所在不明問題が社会問題化したこともあり、ひとり暮らしや認知症の方に対する見守りが地域の課題であるという認識を高めることができました。
- 事業者交流会は、延参加者数や開催回数が減少しているものの、訪問介護事業所等の参加や事例検討会の回数が増えるなど連携が高まってきています。

地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けていくために地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能の充実を図っています。

	21年度	22年度
設置箇所数（か所）	16	16
職員数（人）	78	87
相談件数	訪問（件）	27,429
	来所（件）	3,922
	電話（件）	20,084
	その他（件）	1,810
	合計（件）	53,245
予防給付（件）	27,918	32,519
介護予防プラン（件）	1,160	1,091

単位：件

地域包括支援センター	平成 21 年度		平成 22 年度	
	相談件数	訪問件数	相談件数	訪問件数
加 賀	1,925	1,960	1,801	2,281
東 板 橋	1,003	1,448	1,995	1,682
小 茂 根	1,603	2,309	1,251	2,157
常 盤 台	1,757	1,307	2,306	1,480
仲 町	3,257	2,374	2,737	2,028
上 板 橋	2,945	1,363	2,686	1,569
若 木	1,858	1,689	2,727	1,718
徳 丸	2,002	1,251	2,390	1,110
四 葉	711	1,285	1,000	1,335
成 増	1,295	1,669	1,062	1,779
三 園	2,056	1,334	2,481	1,633
志 村	1,262	1,395	1,230	1,516
前 野	961	2,355	1,250	2,709
坂 下	767	1,683	1,402	1,875
舟 渡	663	2,005	1,045	2,053
高 島 平	1,751	2,002	1,880	2,342
合 計	25,816	27,429	29,243	29,267

《検証結果》

- 生活圏域内において高齢者数に偏りがあります。特に高島平地区における高齢化率が高く、今後の地域包括支援センター（おとしより相談センター）の圏域に更なる偏りが生じるため、圏域の見直しと設置箇所数の増加を図る必要があると思われます。また、かねてより地域センターの管轄地域との整合性を取ることを求められています。
- 高齢者数の増加に伴い、地域包括支援センター（おとしより相談センター）の相談件数は増加し、要支援者の増加による業務量も増大しています。また、相談内容の多様化が目立ち、今後、業務については困難事例の増加が見込まれます。
- 地域包括支援センター（おとしより相談センター）の機能強化に向けて、職層研修、専門研修など必要な各種研修等の体系化を図っています。今後も、研修や事例検討会等の充実が必要です。

高齢者の多様な住まいの普及

高齢者専用賃貸住宅については、国の制度を紹介するなど、整備に関する情報提供を行っています。高齢者の住み替えについては、一般社団法人移住・住み替え支援機構の「マイホーム借り上げ制度」に関して、住宅政策課で作成している住まいに関するパンフレットである「住宅情報事典」に掲載するとともに、同機構の講師を招いて、区民を対象にした講習会を実施しました。

シルバーハウジングについては、区の高齢者世帯向け住宅（けやき苑）に設置している緊急通報システムの更新を行い、安全性の向上を行っています。

高齢者の見守りに配慮した住まいの普及、介護保険施設の整備促進など、高齢者の多様な住まいの普及を推進しています。

平成 23 年 12 月末現在の整備状況

介護付き有料老人ホーム	24 か所
ケアハウス	1 か所
けやき苑	10 か所

《検証結果》

○今後はよりいっそうの居住者の高齢化が予想されるため、居住者の生活支援を含めた施策を検討する必要があります。

また、都営住宅の建替えに合せて、東京都と協議を行う際、シルバーピア（シルバーハウジングの東京都での呼称）の建設を検討・要望していきます。

※高齢者専用賃貸住宅：「高齢者円滑入居賃貸住宅」のうち、専ら高齢者を賃借人とする賃貸住宅を言います。

※高齢者円滑入居者賃貸住宅：高齢者の入居を拒まない賃貸住宅を言います。

※高齢者世帯向け住宅（けやき苑）：高齢者世帯向け（原則として65歳以上のみの世帯）に区が借り上げ、入居者の家賃負担の軽減を図った住宅です。高齢者住宅は10住宅、10棟、282戸を管理しています。



第2節 介護予防の推進

介護予防普及啓発

介護予防普及啓発については、健康福祉センターを中心に介護予防に関する各種講座の実施と地域の町会・自治会・老人会等に出向いて出前講座を実施しています。地域包括支援センター（おとしより相談センター）でも、地域の老人クラブや町会等に介護予防普及啓発を進めています。

また、地域のイベントに参加し介護予防の普及啓発を実施しています。

延参加者数（開催回数）

	21年度	22年度
介護予防講座	383人（11回）	371人（12回）
介護予防出前講座	1,355人（36回）	1,384人（41回）
おたっしや広場	2,784人	3,407人

《検証結果》

- 一次予防事業対象者向け介護予防事業については、シニアの元気力向上作戦と称し、介護予防という言葉からくるマイナスイメージを払拭することが必要です。高齢者の誰もが取り組める健康づくりとして、普及啓発を図っていきます。
- 今後は更にふれあい館やいこいの家で実施している生きがい対策や健康づくりに関連する事業との連携が重要となっています。

参加しやすいプログラムの実施

特定高齢者向け事業では、平成21年度から試行的に栄養と口腔のプログラムを統合させ、2日制の入門コースを新設しています。

運動コースでは22年度より12回のコース終了後にフォローアップの活動日を設け、仲間づくりと良い生活習慣の継続支援に取り組んでいます。

また、22年度は厚生労働省の補助を受け、ウォーキングと知的活動が認知症予防に効果があるプログラムを実証する事業「脳力アップウォーキングゼミナール」を東京都健康長寿医療センター研究所と連携し実施しました。

(1) 一般高齢者向け事業

	21年度		22年度	
	開催回数(回)	参加者(人)	開催回数(回)	参加者(人)
らくらくトレーニング	504	17,575	502	17,328
公衆浴場活用介護予防体操	758	8,628	753	9,150
はすのみ教室	242	4,058	242	3,956
ひとりのできるシニアコース	6	595	6	815
元気なシニアの栄養講座	10	163	9	165
口腔ケア講習会	10	174	5	71
お口の健康体操	10	144	7	130

(2) 特定高齢者向け事業

	21年度			22年度		
	回数(回)	人数(人)	参加者実数(人)	回数(回)	人数(人)	参加者実数(人)
運動コース	120	1,355	134	143	1,514	135
運動コース(在セン実施)	216	559	60	140	385	45
食生活コース	72	380	38	72	658	75
お口の健康コース	90	990	129	90	842	112
はつらつ教室	345	2,692	87	369	3,018	96
会食サロン	230	2,470	119	229	2,526	102
おいしく食べるための入門講座	4	55	30	6	59	34
参加者実数(人) 合計			597			599

(3) 元気力健診(生活機能評価)の受診状況

単位：人

	21年度	22年度
65歳以上の高齢者人口(A)	107,596	108,483
要介護・要支援認定者数(B)	17,559	18,086
受診対象者数(C) = (A) - (B)	90,037	90,397
受診者数	37,573	35,858
特定高齢者決定者数	7,019	6,718
特定高齢者向け事業利用者数 (決定者からみた利用者割合)	597 (8.5%)	553 (8.2%)

《検証結果》

- 特定高齢者決定者のうち事業利用者は決定者の1割に満たない状況となっています。今後、利用者を増やしていくためには、①プログラムの実施回数・定員の見直し ②プログラムの実施時期の検討 ③プログラム内容の検討等が更に必要となります。
- 認知症予防プログラムの実証事業の結果を受けて、平成23年度から「脳力アップウォーキングゼミナール」を新規事業として開始しました。平成27年度に向けて区内18か所で実施を予定しており、今後は身近な場所で介護予防に取り組める体制整備を図っていくことが大きな課題となります。

介護予防自主グループの育成支援

健康福祉センターでは、地域で介護予防に取り組む自主グループの活動支援を行っており、グループ数は毎年増えています。

		平成21年度	平成22年度
地域支えあい グループ支援	グループ数	35	43
	実施回数(回)	425	505
	延参加者数(人)	6,518	7,819

《検証結果》

- 介護予防を地域で継続していくためには、地域の中に受け皿としての自主グループの存在が不可欠です。そのため、各健康福祉センターや地域包括支援センター（おとしより相談センター）では、今後も各種の介護予防講座の修了者が介護予防や健康づくりを継続できるように、自主グループの育成支援の推進を行っていく必要があります。
- 「脳力アップウォーキングゼミナール」では、参加者同士で仲間作りを目指して活動できるよう、グループの自主活動を促進するファシリテーターの養成を併せて行い、地域の人材の育成に努めて行く必要があります。

重度化予防の推進

予防給付対象者や要介護者について、介護予防や重度化防止の観点から質の高いケアマネジメントができるよう、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、ケアマネジャー等を対象にした研修・講座を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数（回）	7	7

《検証結果》

- 地域包括支援センター（おとしより相談センター）、ケアマネジャー等の介護予防や重度化防止についてのケアマネジメントの質の向上を目指した研修・講座を継続して実施し、今後も重度化予防の推進を図って行く事が重要です。

介護予防事業の評価

介護予防ケアマネジメント評価委員会を平成 20 年度に実施し、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能向上について二次予防事業の効果を中心にまとめを行いました。

なお、平成 21 年度は国の評価方法見直しへの対応のため実施せず、平成 22 年度については評価委員会の開催を予定していましたが、地震のため開催が延期となっています。

《検証結果》

- 平成 22 年 8 月に国は地域支援事業の実施要綱の改正を行い、二次予防対象者の把握方法の見直しと特定高齢者のケアプランの作成については必要な時に限定されました。これまでは、対象者個人に焦点をあてて介護予防マネジメントの質の向上をめざしてきましたが、今後は個人のケアマネジメントに限らず、地域の状況にあわせた介護予防普及啓発や自主グループ活動との連携をしながら地域での介護予防活動のあり方を検討していく必要があります。

第3節 ひとり暮らし高齢者等への支援体制の強化

見守りネットワークの充実（ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク事業）

高齢者の生活態様の把握と高齢者福祉事業に資する目的で、民生委員による70歳以上の高齢者訪問調査を毎年度一回実施しています。その訪問調査時に、70歳以上のひとり暮らし高齢者に対し、「ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿」への登録勧奨を行い、名簿への登録に同意した方の名簿を作成します。名簿は、民生委員、警察署、消防署、地域包括支援センター（おとしより相談センター）で共有し、見守り等の支援につなげています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
ひとり暮らし高齢者見守り対象者名簿登録者数	5,419	5,486
ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク会議（回）	1	1
高齢者訪問調査対象者（人）	78,304	84,765

《検証結果》

- 高齢者訪問調査については、平成22年度から、おとしより保健福祉センターに所管を変更し、見守りネットワーク事業と一体的に事業展開できるように体制を整えました。
- 今後はライフライン系の事業者や宅配系の事業者との連携を検討していきます。

孤独死対策の推進

東京都監察医務院では、「誰にも看取られずに在宅で亡くなった65歳以上の者を孤独死」としています。監察医務院の報告をもとにした板橋区の推計数は、平成21年度131人となっています。

孤独死対策となる区の取り組みとして、ひとり暮らし高齢者見守りネットワーク事業、配食サービス、緊急通報システムなどの事業があります。

《検証結果》

- 今後、高齢者の見守りを充実する観点から、各施策を充実するとともに、関係機関の連携を高めていく必要があります。

ひとり暮らし等高齢者のための福祉事業の充実

(1) 高齢者配食サービス事業

食事づくりが困難な 65 歳以上の高齢者を対象に、食の自立支援に向けて栄養バランス等を考慮した食事を提供し、栄養改善を図りながら安否確認を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
利用者 (人)	941	1,088
延配食数 (食)	69,300	78,347

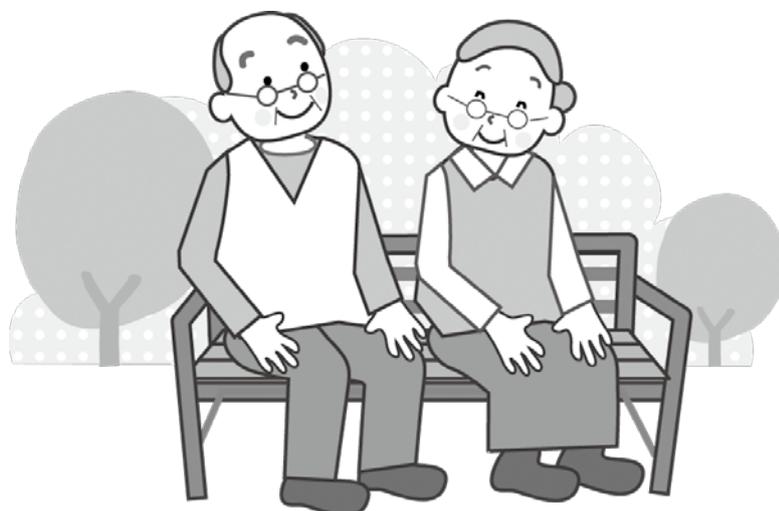
(2) 緊急通報システム

65 歳以上の方のみの世帯で、心臓病その他突発性の疾患を有し、日常生活を営む上で常時注意を要する方を対象に、緊急通報システムを設置しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
消防庁直結式設置者 (人)	96	29
民間式設置者 (人)	244	273

《検証結果》

- 高齢者人口が増加するとともに、ひとり暮らし高齢者世帯も増えており、それに対応する事業の利用者は今後も増加が見込まれます。
- ひとり暮らし高齢者世帯のニーズを把握し、より効果的で効率的な事業実施を検討し、住み慣れた地域で安心・安全に暮らすための支援と見守り体制の充実を図って行く必要があります。



住民共助による援護の必要な高齢者の見守り等仕組づくりの支援

社会福祉協議会の「サロン活動事業」「みまもりサービス」について

(1) サロン活動事業

地域の社会資源を活用し、誰もが気軽に立ち寄れる交流の場を通して無理なく楽しく活動が進められるよう支援し、孤立化や引きこもりのない豊かな地域社会づくりと地域活動の活性化を図っています。

サロン活動事業（か所）	平成 21 年度	平成 22 年度
		58

(2) みまもりサービス

「ぬくもりサービス」の中の1つで、安否確認、ごみ出し、電球交換、水やり等の30分以内で行える簡単な家事援助サービスです。

みまもりサービス 利用者数（利用件数）	平成 21 年度	平成 22 年度
		0人（0件）

《検証結果》

- 「サロン活動事業」は、「福祉の森」に登録したグループに各種の支援を行い、高齢者が気軽に集まって仲間作りができる場を増やしています。
- 「みまもりサービス」については利用実績が少なく、理由として、ぬくもりサービスの中にある家事援助サービスと重複するような部分もあるため、単独では使いづらいのではないかと考えられます。

ぬくもりサービス

住み慣れた家や地域で、安心して自立した生活が送れるよう援助する会員制の住民参加型有料在宅福祉サービスです。

（原則、介護保険法によるホームヘルプサービスの利用が優先となります。）

項目	サービスの内容
家事援助	掃除・洗濯・買物・葉取り・食事の支度等
季節の準備	日常できない範囲の掃除・自宅の周りの草取り・落ち葉掃き・衣替え等
入院者援助	病院内及び近くのコインランドリーによる洗濯・日用品の買い物等（区内の病院に限る）
話し相手	話し相手・朗読・代筆等
みまもり	安否確認・ごみ出し・電球交換・水やり等の、30分以内で行える簡単な家事援助
介護援助	身体介護（清拭・食事介助・排泄介助等）・家族不在時の付き添い等
外出援助	散歩・通院・社会参加（冠婚葬祭、余暇活動等）
安心通報	ペンダントの機器を使用した緊急時の24時間通報サービス
訪問相談	職員による訪問相談も随時行っています。

第4節 認知症高齢者支援への推進

認知症高齢者の早期発見・相談の実施

(1) もの忘れ相談事業

認知症の不安がある高齢者、その家族等を対象に、板橋区医師会での研修を修了した「もの忘れ相談医」が認知症についての相談や正しい知識の普及・啓発活動を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
もの忘れ相談件数	64 回 延 129 人	36 回 延 66 人
もの忘れ講演会	5 回 延 422 人	3 回 延 227 人

(2) 認知症専門相談事業

認知症を疑うが医療受診につながらない高齢者等を対象に、認知症専門医が高齢者の自宅まで訪問し、認知症についての相談や医療機関への受診の必要性を判断しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
認知症専門相談事業	9 回 延 14 人	16 回 延 21 人

《検証結果》

- 高齢化に伴い認知症高齢者は増加しています。今後、自分も認知症になるのではないかと不安になる高齢者も増加しています。
- 認知症についての相談や正しい知識の普及・啓発活動は不可欠です。今後は、医師会等の医療機関と協力し、認知症に関する相談事業や講演会等に重点的に事業展開する必要があります。

認知症ケアの普及・啓発

認知症ケアに携わる認知症対応型通所介護事業所、認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)、有料老人ホーム職員等を対象に、認知症ケアの向上を目指して認知症のケアマネジメント等に関する研修会を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
実施回数	4 回	3 回

《検証結果》

- 認知症高齢者の増加に伴い、区内の認知症対応型共同生活介護(高齢者グループホーム)、有料老人ホーム等事業所も増加している状況下で、職員のケアの質の向上を目指した研修会を継続して実施する必要があります。

認知症高齢者・家族を支える地域の仕組みづくり

(1) 認知症サポーター、キャラバンメイトの育成（認知症サポーター養成事業）

認知症高齢者と家族が安心して暮らせる地域をめざして、地域住民、商店街等の店主や従業員、事業所の職員など様々な立場の認知症サポーターを養成し、認知症に対する正しい理解と対応の普及・啓発に努めています。

平成 22 年度からは、衣食住に係る商店の店主や従業員に対して事業所向け認知症サポーター養成講座を開催し、修了した事業所を「高齢者あんしん協力店」として登録、公開しています。

また、認知症サポーター養成講座の講師など認知症サポーターを育成する役割を担うキャラバンメイトも養成しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
認知症サポーター養成数（人）	921	1,823
高齢者あんしん協力店登録数（店舗）	—	93
キャラバンメイト養成数（人）	56	53

(2) 地域の支えあい活動の支援

認知症高齢者や家族が安心して暮らせるために、地域全体で支え合う仕組みづくりをめざして、以下の取組を進めています。

地域包括支援センター単位でキャラバンメイト、認知症サポーター、あんしん協力店が連携できる体制を目指して、キャラバンメイト連絡会やサポーター交流会も行っています。

また、地域包括支援センター（おとしより相談センター）で出前講座を開催するなど、地域での認知症支援の普及啓発に努めています。



(3) 家族支援の実施

① 認知症の方を介護する家族支援プログラム

認知症の方を介護する家族を対象に、認知症についての理解とその対応について学ぶ講座です。

	平成 21 年度	平成 22 年度
家族支援プログラム実施回数	4回 延 296人 (5日制)	4回 延 228人 (5日制1回、3日制3回)

② 認知症家族交流会

同じ認知症の方を介護する家族同士で、介護方法や認知症高齢者とのコミュニケーション方法等についての情報を共有することを目的に家族交流会を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
家族交流会	34回 延 295人	52回 延 526人

③ 認知症の方を介護する家族のための講演会

認知症の方を介護している介護者自身の生活、心身状態を見直し、介護者自身の健康度をあげるため、介護者がリフレッシュできるような内容の講演会を平成 22 年度から開催しています。

	平成 22 年度
認知症の方を介護する 家族のための講演会	5回 延 159人

《検証結果》

- (1) (2) について、認知症サポーター養成事業は平成 20 年度より実施し、平成 26 年度までに、キャラバンメイト 300 人、認知症サポーター 5,000 人の養成を目指しています。現時点で、メイトは約 200 人、サポーターは約 3,000 人養成され、量的な目標はおおむね順調に達成されています。今後は、メイトやサポーターの具体的な活動の機会を検討する必要があります。
- (3) について、認知症高齢者の増加に伴い、介護している家族も増え、家族の負担も大きくなることが予想され、認知症の方を介護する家族へのより一層の支援が必要です。

若年性認知症支援

若年性認知症への対応については、健康福祉センター、おとしより保健福祉センター、地域包括支援センター（おとしより相談センター）などにおける相談、「もの忘れ相談」、「認知症専門相談事業」等を通じて、医療につなげるとともに、福祉、介護、医療費助成、障害年金、権利擁護などのサービス利用を支援しています。

なお、板橋区における若年性認知症の方の人数は、公的な統計が存在しないため正確に把握できません。しかし、介護保険の2号被保険者（40歳以上65歳未満）における要介護認定者数を特定疾病（16疾病）別にみると、以下の人数となっていることが分かります。

（平成23年2月1日現在）

認定者総数 557人	内訳	脳血管疾患	342人
		初老期における認知症	38人
		上記以外の疾病	177人

《検証結果》

- 若年性認知症は、高齢者と異なる特有の課題を抱えています。働き盛りの時期に発症のため、医療はもとより、職場での理解、生活支援、障がい者施策、介護、年金など多岐にわたります。このため、必要なサービスを必要な段階で適切に組み合わせて利用できるような総合相談が求められており、これからは、相談スキルの向上と相談体制の充実を図っていく必要があります。
- 東京都においては、平成23年度に、2次医療圏（都内13圏域、板橋区は「区西北部」（豊島区、北区、板橋区、練馬区）に属する。）ごとに1か所の認知症疾患医療センターが指定されることから、若年性認知症についても、当該センターと連携した効果的な支援のあり方を今後検討していくことが求められています。



第5節 権利擁護の充実

成年後見制度の普及、利用の促進

(1) 成年後見制度における区長による審判請求手続き

認知症等により判断能力が不十分な方の財産管理等を成年後見人等が行う制度です。家庭裁判所に申立てを行い、成年後見人等の選任を行いますが、親族（本人）等が申し立てることができない等特に必要がある場合に、本人に代わって区長が申立てを行います。

	平成 21 年度	平成 22 年度
区長申立件数（件）	24（16）※	19（19）※

※（ ）は高齢者部署の件数

(2) 成年後見制度利用低所得者の後見人等の報酬に係る費用助成制度

板橋区長の申立てにより成年後見等が開始された低所得の方を対象に、成年後見人等に対する報酬の助成を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
報酬助成件数（件）	4	2

(3) 権利擁護いたばしサポートセンターで受けた相談件数

板橋区社会福祉協議会に「権利擁護いたばしサポートセンター」を開設し、成年後見制度の普及や相談支援等を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
利擁護に関わる相談件数（件）	988	1,189
弁護士による相談件数（件）	17	14

(4) 社会貢献型後見人の育成

板橋区社会福祉協議会が社会貢献型後見人の養成を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
延登録者数（人）	6	6
延後見受任件数（件）	2	2

(5) 板橋区社会福祉協議会による法人後見受任件数

適切な後見人候補者が得られない場合、板橋区社会福祉協議会が法人後見人等を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
法人後見人 (件数)	1	3

《検証結果》

- 認知症高齢者やひとり暮らし高齢者数の増加により、区长申立て件数の増加が顕在化しています。法人後見受任件数の増加は、適切な後見人候補者が得られない被後見人等に対するセーフティネットとして機能しています。
- 社会貢献型後見人は、親族や専門職以外の後見人の担い手不足を補完するため、今後も育成に向け努力する必要があります。

虐待防止に向けた取り組みの推進

(1) 早期発見ネット

① 高齢者虐待専門相談室

高齢者虐待の早期発見及び問題の解決に向けた迅速かつ適切な支援を行うことを目的に、高齢者虐待専門相談室をおとしより保健福祉センター内に設けています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
虐待専門相談者数 (件)	98	120

② 板橋区高齢者虐待防止連絡会議

高齢者虐待の防止、高齢者虐待を受けた高齢者の早期発見、迅速な保護及び養護者に対する支援の適切な実施を目的として、関係機関、民間団体等との連携協力体制を構築するため、板橋区高齢者虐待防止連絡会議を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者虐待防止連絡会議 (回)	0	1

(2) サービス介入ネット

① 高齢者虐待防止講演会

区民を対象に高齢者虐待が起こる要因、虐待の種類及び高齢者が養護者等から虐待を受けている(疑いも含む。)ところを発見した時の通報先等、高齢者虐待についての知識向上を図ることを目的に講演会を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者虐待防止講演会(区民向け)	1回(2日制) 延 26人	1回 31人

②高齢者虐待防止スキルアップ講座

介護保険事業所に従事する職員を対象に高齢者虐待が起こる要因、虐待の種類、高齢者が養護者等から虐待を受けている（疑いも含む。）ところを発見した時の通報先及び事例に応じた効果的な福祉・保険サービスの導入方法等についての知識向上を図ることを目的に講座を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者虐待防止スキルアップ講座(事業者向け)	6回 延 147 人	4回 延 116 人

③出前講座

介護保険事業者からの依頼により、区職員を派遣して高齢者虐待についての講義を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
出前講座	1回 延9人	2回 延 27 人

(3) 専門支援介入ネット

①弁護士による高齢者専門相談

虐待に遭っている高齢者等の権利擁護を目的に弁護士による相談を実施しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
弁護士相談（回）	6	5

②高齢者サービス調整会議

支援を要する高齢者等に対して、適切な支援を図るため高齢者の現状把握、アセスメント、支援体制の確認及び保健、医療、福祉に関わる関係機関との調整、援護を図るため高齢者サービス調整会議を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者サービス調整会議（回）	70	32

③高齢者シェルター事業

家族等から虐待を受けている高齢者または迷子高齢者等を保護することにより高齢者の生命及び身体等を保護しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
高齢者シェルター事業	10 人 延利用日数 239 日	14 人 延利用日数 353 日

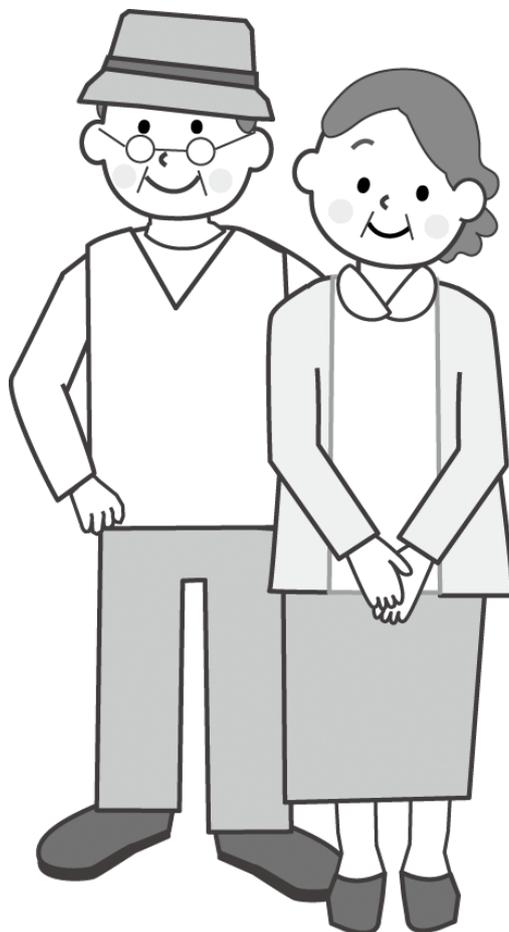
④老人福祉法に基づくやむを得ない措置

家族等から虐待を受けている高齢者、または認知症等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する家族等がない高齢者を対象に、老人福祉法第10条の4及び第11条の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は施設に入所措置することで高齢者の生命又は身体等を保護しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
やむを得ない事由による措置	1 人（短期入所措置）	1 人（短期入所措置）

《検証結果》

- 地域包括支援センター（おとしより相談センター）地区ネットワーク会議、及び板橋区高齢者虐待防止連絡会議を開催することで関係機関との連携強化を図り、高齢者虐待防止に向けての取り組みを図っています。近年は、関係機関との連携もスムーズになりつつあり、関係機関連絡会の成果も出てきています。
- 民生委員をはじめ、町会・自治会などの地域住民を対象に講演会等を実施し、これまで以上に高齢者虐待防止に関する取り組みをする必要があります。
- 介護保険事業者を対象にした、高齢者虐待を発見したときの通報先、高齢者虐待に遭っている方の支援方法等の知識や対応方法の研修を開催し、連続性・一貫性のある事業者育成に努めていく必要があります。



第6節 介護サービス基盤の適切な整備

居宅サービス事業所の整備状況

整備状況（事業所数）

単位：か所

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
居宅介護支援		125	128	141
訪問系	訪問介護	145	152	159
	訪問入浴	6	6	6
	訪問看護	21	22	23
	訪問リハビリテーション	4	11	7
通所系	通所介護	75	88	97
	通所リハビリテーション	12	12	11
短期系	短期入所生活介護	13	13	13
	短期入所療養介護	12	12	12

平成 21・22 年度は 3 月末現在、平成 23 年度は平成 23 年 12 月 1 日現在

《検証結果》

- 高齢者数および要介護（要支援）認定者数の増加に伴い、居宅サービスに対する需要も増加し、居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）・訪問介護（ホームヘルプサービス）・訪問リハビリテーション・通所介護事業所（デイサービス）等の事業所数が増加しています。特に、通所介護事業所の増加が著しいです。

地域密着型サービスの整備状況

※各サービスの利用実績について、平成 21・22 年度は月平均利用人数、平成 23 年度は平成 23 年 10 月分の利用実績

(1) 夜間対応型訪問介護

夜間対応型訪問介護は、要介護者に対して、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活をいとなめるように、夜間に定期的な巡回または通報により、介護福祉士等の訪問介護員が居宅を訪問して、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話、緊急時の対応などを行い、夜間において安心して生活を送ることができるように援助するものです。

利用実績

単位：人/月

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
夜間対応型訪問介護	15	21	26

(参考) 訪問介護事業所の利用状況

(平成 22 年 12 月利用実績)

	人数 (人)	回数 (回)	対応事業所数
夜間早朝利用	321	3,908	132
深夜利用	28	511	26

※夜間・早朝 (18 時～22 時・6 時～8 時)、深夜 (22 時～6 時)

※要介護 1～要介護 5 の利用者のみ

《検証結果》

- 夜間対応型訪問介護事業所は平成 20 年度に区外事業者による 1 事業所のみですが、区内の訪問介護事業所が、夜間・早朝及び深夜のサービスを行っていることもあり、夜間対応型訪問介護サービスの利用者数が少なく、区内に事業者が整備されていません。24 時間対応の新しいサービスが創設されることから、今後の利用者数の見込みも難しい状況です。

(2) 認知症対応型通所介護（認知症対応型デイサービス）

認知症対応型通所介護は、認知症（急性を除く）の要介護（要支援）者が、できるだけ居宅で能力に応じ自立した日常生活を営めるように、特別養護老人ホーム等やデイサービスセンターに通ってもらい、入浴・排せつ・食事等の介護、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行うことで、利用者の社会的孤立感の解消と身体の機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図ります。

事業所の整備状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
整備計画数	1	1	1
整備数（累計）	0（18）	0（18）	2（20）
定員数（累計）	0（265）	9（274）	21（295）

※平成 22 年度の定員増は、既存の事業所の変更による。

利用実績

単位：人 / 月

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型通所介護	507	506	530
介護予防認知症対応型通所介護	2	2	1

《検証結果》

- 「認知症」という言葉への抵抗感からか認知症対応型通所介護の利用者の伸びは、一般の通所介護利用者の伸びに比べ、緩やかな状況です。認知症の理解促進と合わせて施設整備を進める必要があります。

(3) 小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護は、自宅で、またはサービス拠点への通所や短期間の宿泊により、入浴・排泄・食事等の介護、調理・洗濯・掃除等の家事、生活相談・助言や健康状態の確認などの日常生活上の世話、機能訓練を行い、能力に応じ居宅で自立した日常生活を営むことができるようにするものです。登録された利用者（定員 25 人以下）を対象に通いを中心として、利用者の様態や希望に応じて、随時訪問や宿泊を組み合わせてサービスを提供することで、居宅において生活の継続を支援します。

事業所の整備状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
整備計画数	1	1	1
整備数（累計）	0（1）	0（1）	1（2）
定員数（累計）	0（25）	0（25）	25（50）

利用実績

単位：人 / 月

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度※
小規模多機能型居宅介護	18	16	19
介護予防小規模多機能型居宅介護	2	2	5

（※平成 23 年度は見込数）

《検証結果》

- 小規模多機能型居宅介護については、各年度 1 事業所ずつ整備する計画でしたが、介護報酬が採算に見合わないことから、整備が進んでいません。
- グループホームと併設型での事業者公募や独自報酬の設定など、事業者の参入意欲を高める工夫が必要です。

小規模多機能型居宅介護とは

通いを中心に宿泊、訪問を利用できるサービスです。
通いで利用者と顔なじみの職員が、
宿泊・訪問も対応するので安心です。
1 年（365 日）24 時間対応します。



(4) 認知症対応型共同生活介護（高齢者グループホーム）

認知症対応型共同生活介護は、認知症（急性を除く）の高齢者に対して、共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じ自立した日常生活を営めるようにするものです。

事業所の整備状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
整備計画数	3	2	1
整備数（累計）	2（13）	2（15）	5（20）
定員数（累計）	36（215）	36（251）	72（323）

（※平成 23 年度は見込数）

利用実績

単位：人 / 月

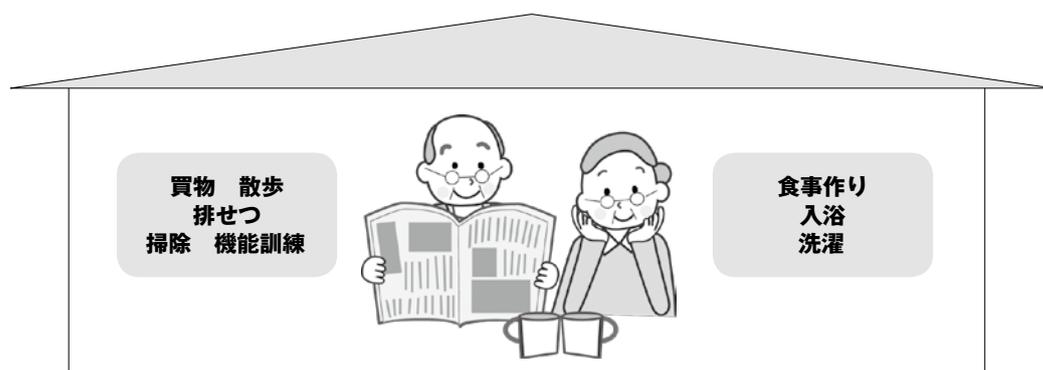
	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
認知症対応型共同生活介護	201	231	251
介護予防認知症対応型共同生活介護	1	1	0

《検証結果》

- 事業者の事情や近隣住民との交渉に時間がかかったこと等から建設までに時間を要したものがあり、計画通りの整備とはなりませんでしたが、第 4 期中に 9 事業所、合計 19 事業所・定員数 323 まで整備する予定です。この結果、東京都の整備目標値 0.23%（定員数 / 高齢者数）を達成しました。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）とは

認知症の方が家庭的な雰囲気の中で、自分の家として共同で生活をする場所です。5名～9名の少人数で、自分の出来る範囲で、買物、食事作りなどを行い、介護職員が 24 時間サポートします



施設サービスの整備状況

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

介護老人福祉施設は、老人福祉法に規定する特別養護老人ホームのうち入所定員 30 人以上のもので、要介護者に対し施設サービス計画に基づき、入浴・排せつ・食事等の介護等の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理、療養上の世話を行うことを目的とした施設です。

入所対象者は、身体上・精神上著しい障害があるため、常時介護を必要とし、在宅介護が困難な要介護者です。

施設の整備状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
整備計画数	1	0	0
整備数（累計）	0 (11)	1 (12)	0 (12)
定員数（累計）	0 (1,092)	83 (1,175)	6 (1,181)

※新設 63 床、増床 26 床 計 89 床

利用実績

単位：人 / 月

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
1,218	1,271	1,295

《検証結果》

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）は、平成 22 年 4 月 1 日に 1 か所開設され、第 4 期事業計画における整備目標（定員数）は達成しました。
- 板橋区内の特別養護老人ホーム 12 施設に対し、平成 23 年 10 月 1 日現在の板橋区民の入所申込者について調査し、重複申し込み者の整理を行い、板橋区民の入所申込者の実数を把握しました。このデータを基に、第 5 期の整備計画数を算定します。

（特別養護老人ホームの入所申込者数 平成 23 年 10 月 1 日現在）

単位：人

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	合計
入所申込者数	159	386	494	484	517	2,040

(2) 介護老人保健施設

介護老人保健施設は、要介護者に対し、看護、医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話をを行うことを目的とした施設です。施設では、在宅での生活ができるかどうかを定期的に検討し、退所時には、本人や家族に適切な指導を行います。

施設の整備状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
整備計画数	0	1	1
整備数（累計）	0（8）	1（9）	0（9）
定員数（累計）	0（968）	193（1,161）	0（1,161）

利用実績

（単位：人／月）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
879	883	923

《検証結果》

- 介護療養型医療施設廃止後の転換施設として、区内で初めての介護療養型介護老人保健施設 1 施設が整備されました。

(3) 介護療養型医療施設

介護療養型医療施設は、介護保険適用病床をもつ病院等に入院する要介護者に対して療養上の管理、看護、医学的管理下の介護の世話、機能訓練等の必要な医療を行うことを目的とした施設です。介護保険法の改正により、平成 29 年度末までに、介護老人保健施設、認知症高齢者グループホーム等への転換が求められています。

施設の整備状況

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
減少計画数	－	△ 1 施設（△ 24 床）	△ 7（△ 827 床）
施設数（累計）	0（8）	△ 1（7）	0（7）
定員数（累計）	0（851）	△ 307（544）	△ 60（484）

利用実績

（単位：人／月）

平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
509	482	372

《検証結果》

- 事業者の意向を確認しながら平成 29 年度末の廃止期限までに計画的な施設の転換を支援していく必要があります。

(4) 特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム等）

介護保険の事業者指定を受けた有料老人ホームなどで日常生活をできるだけ自分で行えるように、介護や機能訓練などを行います。

施設の整備状況

		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
混合型	整備計画数（人）	250	300	200
	施設数（累計）	2 (20)	1 (21)	3 (24)
	定員数（累計）	188 (1,188)	94 (1,282)	208 (1,490)
専用型	整備計画数（人）	—	100	100
	整備数（累計）	0	1 (1)	1 (2)
	定員数（累計）	0	99 (99)	34 (133)

利用実績

単位：人

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度
特定施設入居者生活介護	712	775	876
介護予防特定施設入居者生活介護	70	78	101

※平成 23 年度は平成 23 年 10 月の利用実績

《検証結果》

- 特定施設入居者生活介護は、事業者の参入意向の多い施設で、3年間で6施設が整備されましたが、現在は利用者数が定員を満たしていない状況です。また、区民の入居率は45%程度であり、施設整備の必要性は低いと考えています。

第7節 介護保険事業の適正な運営及び普及啓発

介護サービスの質の向上

(1) ケアマネジメントの充実

地域包括支援センター（おとしより相談センター）は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーからのケアマネジメントに関する電話・来所相談に対して助言等の個別支援を行っています。包括的・継続的なケアマネジメントの観点で助言等ができるように、地域包括支援センター（おとしより相談センター）主任ケアマネジャーを対象にした研修と連絡会を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
主任ケアマネジャー向け研修（回）	7	7
主任ケアマネジャー連絡会（回）	5	3

《検証結果》

- 個別事例に特化したケアマネジャーからの相談が増加することが想定されます。そのため、主任ケアマネジャー向け研修については、事例検討会など実践的な研修を多くしていき、また、連絡会についても、居宅介護支援事業所との連携をテーマにするなど、内容を充実して行く必要があります。

(2) 居宅介護支援事業者への支援

地域包括支援センター（おとしより相談センター）は、居宅介護支援事業所向けに事業者交流会等（事業者向けの交流会、連絡会、講演会、事例検討会など）を開催し、ケアマネジャーのスキルアップや地域ネットワークづくりを行っています。

《検証結果》

- 今後もスキルアップと地域のネットワークづくりをめざし、居宅介護支援事業者への支援として事業者交流会等を継続して行く必要があります。

(3) 介護サービス事業者間の連携強化

区内の介護サービス事業者間のネットワークづくりを目的として、地域密着型サービス事業者を対象に事業者連絡会を開催しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
地域密着型サービス事業者連絡会（回）	1	2

《検証結果》

- さまざまな業態の事業者が参入してきており、今後も介護サービス事業者間の連携を強化するため、継続的に事業者連絡会を開催していく必要があります。

(4) 介護サービス事業者への指導・監督

区では、東京都と連携を図りながら、事業者の指導の視点から適正なサービスの提供に努めています。

(集団指導)

	平成 21 年度		平成 22 年度	
	開催回数	延参加事業者数	開催回数	延参加事業者数
居宅介護支援事業所	3	334	3	358
訪問介護事業者	2	133	2	183
通所介護事業者	2	60	2	103
福祉用具貸与事業者	1	20	1	22
認知症対応型通所介護	1	14	1	16
認知症対応型共同生活介護	1	12	1	13

(実地指導) 数値は事業者数

サービス種別		平成 21 年度	平成 22 年度
区	居宅介護支援	36	42
	介護予防支援	5	3
	訪問介護	19	27
	介護予防訪問介護	14	27
	通所介護	4	10
	介護予防通所介護	4	8
	認知症対応型通所介護	5	5
	認知症対応型共同生活介護	3	3
	介護老人保健施設	2	3
区 十 都	居宅介護支援		1
	訪問介護	2	3
	訪問入浴介護	1	
	訪問看護	1	
	通所介護		3
	短期入所生活介護	1	

《検証結果》

- 今後も、運営基準や減算及び加算関係について、誤った理解をしている事業者の発見と適正な運営に向けた指導を行う必要があります。

利用者・介護者への支援

(1) 制度を理解してもらうための支援

サービスの利用方法やサービスの種類などの情報をわかりやすく提供しています。

介護保険のしおり	・発行 120,000 部
各種パンフレット	・介護保険サービスの適切な利用 ・おとしより相談センターご利用案内 ・こんにちは！板橋区介護保険苦情・相談室 等
その他	・ホームページ（制度全般の説明等） ・広報いたばし（介護保険特集号）

区内の町会や老人クラブ、ボランティアグループ等の団体が主催する介護保険制度の勉強会に、区から介護保険課の職員を派遣し、介護保険制度の概要や区の取り組み状況等を説明しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
師等派遣回数（回）	5	1
勉強会等延参加者数（人）	167	6

《検証結果》

- 今後も、分かりやすいパンフレットやしおりを作成し、制度の周知を図って行く必要があります。

「介護の日」について

国は 11 月 11 日を「介護の日」と決めました。板橋区では平成 22 年から、区内の地域密着型サービス事業者の協力を得て、施設見学会や区主催の「いたばし健康ネット博」に参加し、区民の皆様が高齢者グループホームや認知症デイサービス事業所の PR をとおして、「介護」に関する理解を深めてもらいました。



(2) 苦情・相談対応の充実

介護保険に関する苦情等の相談は、苦情相談室、おとしより保健福祉センター、各健康福祉センター、福祉事務所、地域包括支援センター（おとしより相談センター）、介護保険課で関係部署と連携し、事業者の協力を求めながら、迅速な対応に努めています。

単位：件

平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
1,228	990	863	787	652

《検証結果》

- 苦情等の相談を受け付けた件数は、介護保険制度が大幅に改正された平成 18 年度の 1,228 件をピークに、毎年減少しています。今後も引き続き、迅速かつ適切な対応が求められます。

給付適正化事業

(1) 要介護認定調査結果の点検

要介護認定調査の結果に対し、認定審査会用資料としての整合性を確保するため、全調査項目の内容を点検しています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
点検件数（件）	18,566	19,290

(2) ケアプランの点検

介護給付の適正化を図るため、平成 21 年度から新たに「ケアプラン点検」を開始しました。ケアプラン点検は、介護支援専門員と保険者の双方向で点検し実施する集団ケアプラン（ケアプランひろば）と、個別ケアプラン点検を行っています。

(開催回数)

	平成 21 年度	平成 22 年度
個別点検（回）	4	13
ケアプランひろば（回）	6	27

(3) 医療情報との突合

医療給付と介護給付の突合情報をもとに、誤った請求や重複請求等を調査し、過誤調整等を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
報告件数 (件)	49	47

(4) 介護給付費通知

介護保険サービス利用者に対し、利用したサービス事業所、サービスの種類、介護保険給付額、利用者負担額について通知を行っています。

	平成 21 年度	平成 22 年度
発送件数 (件)	9,873	10,340

《検証結果》

- 給付の適正化のため、効果的な点検を継続していく必要があります。
- (4)については、介護保険サービス利用者の増加に伴い、発送件数も増加しています。実際に利用した介護サービスの内容や費用について、サービス事業者による保険請求の内容と異なる部分がないかどうか、利用者にあらかじめ確認することで、事業者の不適切な保険請求を抑止する効果があります。

計画の進捗状況の点検と評価

板橋区介護保険事業計画委員会は地域ケア運営協議会及び地域密着型サービス運営委員会と連携を図りながら、介護保険事業を適正に運営しています。

(開催回数)

	平成 21 年度	平成 22 年度
介護保険事業計画委員会 (回)	2	2
地域密着型サービス運営委員会 (回)	4	4
地域ケア運営協議会 (回)	4	4

《検証結果》

- それぞれの委員会・協議会の設置目的に基づき、計画の進捗状況の点検と評価が適切に行われるよう、今後も各委員会の連携を強化していきます。